



竹木場小学校
第四中学校
平成23年度 5月号
文責 中教頭 池田

いじめ対策心得

いじめに関する出来事が新聞、テレビ等で報道されています。中には子どもたちが「命」を絶つ事件さえあります。私たちは、これらの事件を目にし、耳にするたびに心が痛みます。親からもらったかけがえのない「命」を自ら絶つことはどんなにかつらいことでしょうし、また、両親をはじめ、愛を注いでくれた人々の悲しみははかり知れません。

子どもたちをこのような目にあわせないように、学校・家庭・地域・行政関係機関が力を合わせて「いじめ」をなくしていかなければなりません。学校でもいじめに対する指針や実際の対応の仕方などについてまとめた「いじめ対応マニュアル」を作成し、教職員の共通理解を図り、一致団結した取り組みを進めていきます。保護者・地域とのお互いに連携し合い、理解し合い、いじめをなくすことに協力をお願いします。

(1) いじめの定義

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

(いじめの起こった場所は学校の内外を問わない。)

(2) 三者加害論

加害者とは、「いじめた者」「いじめに加わった者」「何もしないでそばで見ていた者」すべてである。

家庭におけるいじめ防止・対応ポイント

- 1 子どもの立場に立って真剣に話を聞きましょう。食事を一緒にしましょう。
- 2 親は、どんなことがあっても味方であり、守ってやるという強い気持ちで温かく見守りましょう。
- 3 子どもの様子に変だと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。
- 4 けがや金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。
- 5 いじめる子には、よその子でも厳しく言って聞かせましょう。
- 6 わが子が「いじめる側」にならないよう話をして聞かせましょう。

親として、わが子がいじめられていることはとてもつらいことです。同じように、いじめる側になってもつらいものです。「うちの子に限って・・・」という意識は危険です。親の知らないところでいじめに加担していないか気を配りましょう。

地域におけるいじめ防止・対応ポイント

- 1 地域の子どもたちに声をかけましょう。
- 2 地域の子どもたちを温かく見守りましょう。
- 3 いじめやしてはいけない行為を発見したら、勇気を持って注意しましょう。
- 4 いじめやしてはいけない行為を発見したら、家庭や学校に連絡しましょう。
- 5 地域の子どもの様子が変わったと思ったら、家庭や学校に連絡しましょう。
- 6 地域や学校の行事に積極的に参加しましょう。
- 7 地域の子どもにとっての安らぎの場としましょう。

子どもたちは、「地域の宝」です。子どもたちの生活の場は、家庭・学校とともに地域もあります。地域の大人のさまざまな関わりが子どもたちを育てていく基になります。地域のみんなですべて育てていこうという気持ちを持ちましょう。

関係諸機関との連携

唐津市教育委員会 学校教育課	7 2 - 9 1 5 8
青少年支援センター	7 4 - 1 7 3 7
唐津警察署（生活安全課）	7 2 - 2 1 0 2
佐賀県中央児童相談所唐津分室	7 3 - 1 1 4 1
唐津市保健福祉部（福祉課）	7 2 - 9 1 5 1
佐賀県家庭裁判所（唐津支部）	7 2 - 2 1 3 8

6月の行事

- 6 / 9 代掻き（小） 2・3校時（9：30～11：10）
- 6 / 11 ホタルナイトウォーク 19：15集合：竹公
- 6 / 19 唐津市教育の日（後日案内発送します）
 - ・授業参観（普通授業・ふれあい道徳）
 - ・平和映画鑑賞
 - ・田植え（小）（14：30～学校田）

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
6月行事	学校行事・育友会行事	特老訪問（中1・2）	歯科検診（全）	田草刈（育）				スピーチ集会（中）	代掻き（小）防煙教室（小6・中全）	地域学習（小3）	ホタルナイト	ラブアース	高校説明会 社会科見学（小4）			歯磨き指導（全）		唐津市教育の日・田植え（小）			期末テスト 避難訓練	地域学習（小3）	北部特支学訪問（中3）					地区自治会	章句場訪問（中1）	

全校（全）：小学校（小）：中学（中） 育友会（育）
 SCS スクールカウンセラー来校